写

４北経第１７５９号
令和５年１月４日

農林中央金庫山形支店長　殿

東北農政局長

令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れによる災害に対する金融上の措置について

令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された山形県鶴岡市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう山形県農業協同組合中央会及び全国共済農業協同組合連合会山形県本部と協力の上で貴会員農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう指導願います。

また、別添のとおり関係機関に要請しましたので御了知願います。

１　貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。

２　届出の印鑑がない場合には、拇印にて応ずること。

３　事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。

４　今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができることとすること。

５　今回の災害のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

６　損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

７　国債を紛失した場合の相談に応ずること。

８　災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

９　「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。

１０　罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認

める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。

１１　休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

また、窓口における対応ができない場合であっても、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

１２　１から１１までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

１３　業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

写

４北経第１７５９号
令和５年１月４日

全国共済農業協同組合連合会
山形県本部長　殿

東北農政局長

令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れによる災害に対する金融上の措置について

令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された山形県鶴岡市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう農林中央金庫山形支店及び山形県農業協同組合中央会と協力の上で貴会会員農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう指導願います。

また、別添のとおり関係機関に要請しましたので御了知願います。

１　共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

（１）組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。

（２）共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

２　業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

写

４北経第１７５９号
令和５年１月４日

山形県農業協同組合中央会代表理事会長　殿

東北農政局長

令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れによる災害に対する金融上の措置について

令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された山形県鶴岡市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう農林中央金庫山形支店及び全国共済農業協同組合連合会山形県本部と協力の上で貴会会員農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう指導願います。

また、別添のとおり関係機関に要請しましたので御了知願います。

Ⅰ　信用事業

１　貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。

２　届出の印鑑がない場合には、拇印にて応ずること。

３　事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。

４　今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができることとすること。

５　今回の災害のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

６　損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

７　国債を紛失した場合の相談に応ずること。

８　災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

９　「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。

１０　罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現

況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。

１１　休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

また、窓口における対応ができない場合であっても、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

１２　１から１１までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

１３　業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

Ⅱ　共済事業

１　共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

（１）組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。

（２）共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

２　業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。